

山梨県電力供給体制強靱化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本県における電力供給体制強靱化に向けた取り組みを、県、市町村、電力会社等の関係機関が連携し、一体となって推進するため、山梨県電力供給体制強靱化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議では、次の事項の推進について協議する。

- (1) 事前の取り組みについて
- (2) 災害時の対応について
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表の職にある者をもって構成する。

2 座長は、環境・エネルギー部次長をもって当てる。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、その議事を進行する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 会議に、部会を置くことができる。

2 部会長は、構成員から座長が指名する。

3 部会は、部会長が招集し、その議事を進行する。

(事務局)

第6条 会議及び部会の事務処理のため、事務局を設ける。

2 事務局は、環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

座長：環境・エネルギー部次長

| 構成員 | 構成員 |
|-----------------------|---|
| 知事政策局政策企画グループ政策参事 | 南部町担当課長 |
| 防災局防災危機管理課長 | 富士川町担当課長 |
| 林政部森林整備課長 | 昭和町担当課長 |
| 林政部県有林課長 | 道志村担当課長 |
| 林政部治山林道課長 | 西桂町担当課長 |
| 環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課長 | 忍野村担当課長 |
| 産業労働部成長産業推進課長 | 山中湖村担当課長 |
| 県土整備部県土整備総務課長 | 鳴沢村担当課長 |
| 県土整備部道路整備課長 | 富士河口湖町担当課長 |
| 県土整備部道路管理課長 | 小菅村担当課長 |
| 県土整備部治水課長 | 丹波山村担当課長 |
| 県土整備部砂防課長 | 東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社 広報・渉外担当部長、渉外担当次長、 企画総括グループマネージャー、 広域業務グループマネージャー |
| 県土整備部都市計画課長 | |
| 企業局電気課長 | |
| 甲府市担当課長 | 東京電力エナジーパートナー（株） 販売本部東京本部 法人第六営業グループ課長 |
| 富士吉田市担当課長 | |
| 都留市担当課長 | |
| 山梨市担当課長 | 山梨県森林組合連合会 専務理事 |
| 大月市担当課長 | （株）関電工 西関東営業本部山梨支店 社会インフラ工事部長 |
| 韮崎市担当課長 | |
| 南アルプス市担当課長 | （株）NTT東日本- 山梨災害対策室長 |
| 北杜市担当課長 | （一社）山梨県建設業協会専務理事 |
| 甲斐市担当課長 | 日産自動車（株） 関東リージョナルセールスオフィス リージョナル事業推進マネージャー |
| 笛吹市担当課長 | |
| 上野原市担当課長 | |
| 甲州市担当課長 | 山梨県自動車販売店協会 専務理事 |
| 中央市担当課長 | 東京ガス山梨（株） エネルギーソリューション部長 |
| 市川三郷町担当課長 | |
| 早川町担当課長 | 吉田ガス（株） |
| 身延町担当課長 | 特需グループグループリーダー |